

<報道発表資料>

令和8年2月10日
京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部育成推進課

自動販売機設置事業者の募集（京都市青少年活動センター）

京都市では、京都市青少年活動センターに飲料自動販売機を設置する事業者を募集します。

※ 応募される方は、必ず「募集要項」及び「仕様書」を確認し、各事項を御承知のうえ、施設ごとにお申し込みください。

1 設置場所等

場所	寸法上限 (cm)	台数	最低使用料（税込）
京都市北青少年活動センター	W120×D90×H190	1台	43,000円
京都市中央青少年活動センター	W116×D65×H190	1台	354,000円

※ 寸法には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含みません。

※ 上記とは別に、空容器のリサイクルボックス2個分（1個当たり W45cm×D55cm）の設置場所を確保しています。

2 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」の1年間とします。

令和9年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新することとなります。

3 設置機種等

- (1) インドア型（缶、びん、ペットボトル式）してください。
- (2) 災害救助ベンダーとしてください。
- (3) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (4) 環境に配慮したものとしてください。
- (5) 電気子メーターを設置してください。
- (6) 新紙幣及び硬貨について対応できる機種をできる限り設置してください。

4 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはなりません。

(2) 販売価格

標準販売価格（メーカー希望小売価格）としてください。

5 申込手続

(1) 申込方法

「仕様書」に定める必要書類を、郵送又は持参により育成推進課まで提出してください。

(2) 受付期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月27日（金）午後5時まで

※ 持参の場合は「午前9時～正午」、「午後1時～午後5時」（平日のみ）に御持参ください。郵送の場合は令和8年2月27日（金）必着とします。

(3) 営業事業者の決定

令和8年3月中旬（予定）に本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

なお、決定後、育成推進課ホームページにおいて営業事業者の決定状況を公表します。

【育成推進課ホームページ】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/soshiki/39-2-1-0-0.html>

6 質問及び回答

本件に関する御質問は、「仕様書」に定める様式により次の期間内に育成推進課まで持参してください。

(1) 質問受付期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月17日（火）午後5時まで

※ 「午前9時～正午」、「午後1時～午後5時」（平日のみ）に御持参ください。

(2) 回答

令和8年2月20日（金）までに、京都市情報館内の育成推進課ホームページに掲載します。

<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局

子ども若者未来部育成推進課（青少年育成担当）

電話：075-222-3933

